

民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に関する当法人の意見

令和7（2025）年8月25日
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

【はじめに】

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「当法人」という。）は、司法書士を正会員とする公益法人であり、日本最大の専門職後見団体として、成年後見制度の発展に重要な役割を果たしてきた。

現行の成年後見制度が施行されてから四半世紀が経過し、制度利用者は増加を続けている。一方で、制度の硬直性などの課題が各方面から指摘されてきた。さらに、今から四半世紀後には、全人口のおよそ4人に1人が75歳以上となる見込みである。このような中で進められている制度見直しの議論を、当法人としても歓迎し、その方向性に大きな期待を寄せている。

今回の改正論議は、中間試案の補足説明「はじめに」にも示されているとおり、国連障害者の権利に関する委員会の総括所見において、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。」などの勧告がされたことに端を発している。したがって、制度の見直しにあたっては、この理念を十分に踏まえ、制度を利用する本人の意思を尊重し、その尊厳が確保される制度の枠組みが求められる。

当法人は、法律実務家団体としての立場から、実務における実践可能性の観点も踏まえつつ、本中間試案で示された各論点について、以下のとおり意見を述べる。

(前注1) 本試案では「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」等の用語については、現行民法等の表現を用いているが、これらの用語に代わる改正の趣旨を踏まえたより適切な表現があれば、その用語の見直しも含めて検討すべきであるとの考え方がある。

また、本試案では、見直し後の制度において成年後見人、保佐人又は補助人に相当する立場にあるものとして「保護者」との用語を、同じく後見、保佐又は補助に相当するものとして「保護」との用語を用いているが、これらの用語を用いると確定したものではなく、「支援人」及び「支援」との用語を用いる考え方などがあり、用語については、引き続き、検討することを前提としている。なお、現行民法等の規律を説明する場合等には、「成年後見人」や「成年被後見人」との用語を用いることがある。

(前注2) 本試案で用いている「事理を弁識する能力を欠く常況にある者（事理弁識能力を欠く常況にある者）」については、成年後見制度の創設の際の立案担当者において、具体例として、通常は、日常の買物も自分ですることはできず、誰かに代わってやってもらう必要がある者、ごく日常的な事柄（家族の名前、自分の居場所等）が分からなくなっている者、遷延性意識障害の状態にある者を挙げることができる旨の説明がされていることを前提としている。本試案は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者（事理弁識能力を欠く常況にある者）」について、立案担当者のこのような理解を前提としている。

第1 法定後見の開始の要件及び効果等

1 法定後見の開始の要件及び効果

- (1) 法定後見制度の枠組み、事理弁識能力の考慮の方法並びに保護開始の審判の方式及び効果

【甲案】

現行法の規律の基本的な枠組み（事理を弁識する能力（以下「事理弁識能力」という。）を欠く常況にある者については後見を開始し、事理弁識能力が著しく不十分である者については保佐を開始し、事理弁識能力が不十分である者については補助を開始する枠組み）を維持しつつ、所要の修正をするものとする。

- (注) 所要の修正としては、法定後見に係る期間を設けるとの考え方、民法第13条第1項に規定する行為の規律を見直すとの考え方、事理弁識能力を欠く常況にある者が保佐及び補助の制度を利用すること並びに事理弁識能力が著しく不十分である者が補助の制度を利用することを許容する考え方、取消権者に関する規律を見直すとの考え方、後見開始の審判の要件審査を厳格にするために手続に関する規律を見直すとの考え方がある（これらの複数の修正をするとの考え方もある。）。

【乙1案】

- ① 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。
- ② 事理弁識能力が不十分である者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

- (注1) 事理弁識能力が不十分である者について、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をするものとするとした上で、家庭裁判所は、①の規律又は②の規律により、本人が特定の法律行為をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判又は本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をするものとするとの考え方がある。

- (注2) ①の保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができる特定の法律行為については、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとするとの考え方がある。

- (注3) ①の規律に関して、本人が、保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることについて同意する意思を表示することができない場合は、保護者の同意を得なければならない旨の審判ではなく、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。

この考え方においては、第1の1(2)においてイの【甲案】をとる場合は、本人が特定の法律行為をした場合にこれを取り消すことができる旨の審判をするについて、同イの【甲案】①のただし書の「本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるとき」を要件とするものとするものとなる。

【乙2案】

- ア 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

- ① 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）については、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。
- ② ①の保護（以下「保護A」ということがある。）を開始する旨の審判は、③の保護者の同意を要する旨の審判又は④の保護者に代理権を付与する旨の審判とともにしなければならないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人が特定の法律行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにはその保護者の同意を得なければならない旨の審判をすることができるものとする。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、民法第13条第1項に規定する行為の全部又は一部に限るものとする。
- ④ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

イ 事理弁識能力を欠く常況にある者

- ① 事理弁識能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、保護を開始する旨の審判をすることができるものとする。
- ② ①の保護（以下「保護B」ということがある。）を開始する旨の審判を受けた者がした民法第13条第1項に規定する行為は、取り消すことができるものとする。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでないものとする。
- ③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、②に掲げる行為以外の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）について、本人がした行為を取り消すことができる旨の審判をすることができるものとする。
- ④ ①の保護（保護B）を開始する旨の審判に係る保護者は、次に掲げる事務について本人を代理するものとする。
 - a 民法第13条第1項に規定する行為
 - b ③によって取り消すことができる旨の審判がされた法律行為
 - c 本人に対する意思表示の受領
 - d 保存行為
- ⑤ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求権者の請求により、④に掲げる行為以外の行為について、保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする。

ウ 審判相互の関係

- ① イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判をする場合において、本人がア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を受けている者であるときは、家庭裁判所は、その本人に係るア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

- ② ①は、ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判をする場合において、本人がイ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けている者であるときについて、準用するものとする。

（注1）ア①の保護（保護A）による仕組みに関して、事理弁識能力を欠く常況にある者が保護Aを開始する旨の審判の申立て及びア④の保護者に代理権を付与する旨の審判の申立てをすることができる（事理弁識能力を欠く常況にある者は、イ①の保護（保護B）による仕組みのみでなく、ア①の保護（保護A）による仕組みのいずれも選択的に利用することができるが、ア①の保護（保護A）による仕組みのうち、ア③の保護者の同意を要する旨の審判をすることはできない）ものとするとの考え方がある。

この考え方においては、第1の1(2)ウ【丙案】をとる場合に、事理弁識能力を欠く常況にある者について保護Aを開始する旨の審判及びア④の保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする事となる。

（注2）ア③並びにイ②及びイ④の「民法第13条第1項に規定する行為」について見直す必要があるとの考え方がある。

（注3）家庭裁判所は、請求権者の請求により、イ②の取消しの対象となる法律行為の一部を取消しの対象から除外する旨の審判をすることができるものとするとの考え方がある。

（後注）【乙1案】及び【乙2案】のいずれにおいても、次の規律を設けるものとする。

- ① 保護者が本人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、本人の請求により、保護者の同意に代わる許可を与えることができる。
- ② 保護者の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(2) 法定後見に係る審判をするための要件としての本人の同意等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のウの【丙案】又は【丁案】のいずれかの案によるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（後見開始の審判、保佐開始の審判及び民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について保佐人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要せず、保佐人に代理権を付与する旨の審判、補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判及び補助人の同意を要する旨の審判においては本人の同意を要するとの規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

【甲案】

（第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に）

- ① 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者の同意を要する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるときはこの限りでないものとする。
- ② 本人以外の者の請求により、〔保護を開始する旨の審判及び〕保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人に著しい不利益があるときはこの限りでないものとする。

【乙案】

（第1の1(1)において【乙1案】をとることを前提に）

本人が、〔保護を開始する旨の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該審判をすることができないものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

【丙案】

（第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に）

(ア) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

本人以外の者の請求により、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするには、本人の同意がなければならないものとする。〔ただし、本人がその意思を表示することができない場合において、本人の利益を著しく害する事由があるときはこの限りでないものとする。〕

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

事理弁識能力を欠く常況にある者について第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意を要件としないものとする。

【丁案】

（第1の1(1)において【乙2案】をとることを前提に）

(ア) 事理弁識能力が不十分である者（事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。）

本人が、第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判、保護者に代理権を付与する旨の審判及び保護者の同意を要する旨の審判をするについて異議がある〔旨の届出をした〕ときは、家庭裁判所は、当該審判をすることができないものとする。

(イ) 事理弁識能力を欠く常況にある者

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判、民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判をするについて、本人の同意等を要件としないものとする。

(3) 申立権者（請求権者）

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の規律（本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保護者、保護者の監督人又は検察官を請求者とする規律）を維持するものとする。

（注）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

【乙案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

現行法の申立権者に加えて、任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者や利害関係人を申立権者として含めて申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

（注1）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

（注2）本文で例示した事項のほかにも本人が公正証書によって法定後見の申立権者と指定した者を申立権者とする規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

第1の1の(1)につき、【乙1案】に賛成する。

第1の1の(2)につき、【甲案】に賛成する。

第1の1の(3)につき、【乙案】に賛成する。

【意見の理由】

まず、第1の1の(1)につき、今回の成年後見制度の改正理念と最も適合するのは【乙1案】であると考え。【甲案】はもちろん、【乙2案】も事理弁識能力の程度により行為能力に差を設けることになり、全ての障害者が法律の前にひとしく認められるという理念に反することになる。事理弁識能力については不十分であるということのみを要件とし、その程度による差を設けず、家庭裁判所の審判により本人にとって具体的に必要な同意権・取消権及び代理権のみを保護者に付与するという制度が、事理弁識能力が不十分な者に対する支援の制度として必要かつ十分なものであると考えるため、【乙1案】を採用すべきと考える。

なお、法定後見以外の支援等については、任意後見等による支援も含め、将来的には法定後見利用の要件として検討されるべきものであるが、現段階では任意後見等による支援体制が整っているとは言えず、また中間試案の補足説明15ページ12行目以降に記載されたとおり、家庭裁判所が他の支援が存在しないことを認定するのは困難であることから、法定後見利用開始の要件とすべきではないと考える。

法定後見の開始の効果としての同意権及び取消権についても、中間試案の補足説明17ページ19行目以降に記載されたとおり、将来的にはこれらの仕組みを設けないことを志向す

べきであると考えるが、現時点においては同意権及び取消権の仕組みを残すべきであると考える。

(注1)の考え方については、【乙1案】の理念を追求すれば、権限ごとに必要性及び事理弁識能力が不十分であるかを判断するため、開始の審判は不要ということになるが、実際には権限ごとに必要性及び事理弁識能力が不十分であるかどうかを医師が判断することは困難であり、事理弁識能力についての医学的な判断は個別の法律行為に関する具体的な判断能力について行うのではなく、事理弁識能力が不十分であることを抽象的に判断し、そのことを審判することが実務上は円滑に運用されるところであるため、事理弁識能力が不十分であることを認定するための開始の審判という仕組みを設けるべきと考える。(注2)の考え方については、現在の民法第13条第1項の規律は同意権及び取消権の規律としては過剰であるため削減する必要があるが、何らかの規律を法律上残す必要はあると考える。(注3)の考え方については、本人が意思表示できないような状況であれば、本人自身が法律行為を行うことは考え難く、また、民法第3条の2の意思無能力による無効を主張すれば足りるのではないかと考えられ、法定後見制度による取消権を付与する実益がないと考える。よって(注1)及び(注2)の考え方には賛成し、(注3)の考え方には反対する。

中間試案の補足説明21ページ32行目以降に記載されたとおり、【乙1案】を採用するのであれば、成年後見制度以外の制度においても、事理弁識能力を欠く常況にある者という概念を用いないことが考え方としては一貫する。事理弁識能力を欠く常況にある者であれば、通常は民法第3条の2の意思無能力に該当するため、この規定を個別のケースごとに適用できるかどうかを検討すれば十分に対応可能だと考える。現在の制限能力者制度と比較して、取引の円滑性は低下する可能性があるが、事理弁識能力を欠く常況にある者を、中間試案1ページ(前注2)のとおり整理し、運用すれば、意思無能力の立証も容易であり、実務上も大きな問題は起こらないと思われるため、事理弁識能力を欠く常況にある者という枠組みを用いた仕組みは全て廃止することが相当であると考える。

次に、第1の1の(2)につき、同意権・代理権付与の審判の際の本人の同意は消極的同意では同意があったとは評価できないと考えるため、積極的同意を要件とする【甲案】を採用すべきと考える。

なお、本人が法的に有効な同意をする能力があるとは言えない場合には、本人に著しい不利益がある場合には法定後見制度を利用できることには賛同するが、中間試案の補足説明32ページ18行目以降のセルフネグレクトの事案の説明については、具体的な事案によっては本人が有効な同意能力を有するとは評価できず、法定後見制度を利用する余地はないかと考える。

第1の1の(3)については、利害関係人を申立権者にすることについては、中間試案の補足説明36ページ23行目以降に記載された理由により反対する。ただし、申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討すること自体には賛成するため、【乙案】を採用すべきと考える。

(注1)の考え方については、市区町村長による後見申立が充実するのであれば、四親等という遠縁の親族にまで申立権限を付与する必要はなくなると考えるが、現在の市区町村長申立は地域ごとに差があり、本人保護のために四親等の親族から法定後見の申立てをする事案も実際に存在するため、現状では親族による申立の範囲を狭くすることには反対する。

(注2)の考え方については、本人の選択により様々な制度利用の可能性が広がると考えられるが、まずはそのようなニーズがあるかどうかを検討すべきと考える。

また、第1の1の(1)につき、【乙1案】以外の案が採用される場合でも、制度理念を重視した改正とすべきである。

仮に【乙2案】が採用されるのであれば、保護Aの内容は可能な限り、【乙1案】に近づけ、保護Aの同意権は本人ごとの必要性に基づき判断するといった修正を行うべきであり、保護Bの取消権及び代理権は本人の同意なく付与されることとなるため、基本的な取消権及び代理権として付与されるものは最小限度となるように規律し、本人ごとの事情により代理権が必要となる場合は、必要性を慎重に判断の上、追加的に付与する制度とするべきと考える。

第1の1の(1)【乙2案】の(注1)については、類型の枠組みを曖昧にすることになり、関係者による事理弁識能力に関する拡大解釈を招くことを危惧するため、保護A・保護Bという類型の枠組みを厳格に適用すべきだと考える。(注2)については、民法第13条第1項の行為を同意権・取消権の規律と代理権の規律に分け、それぞれに最低限必要な権限を検討すべきと考える。

また、【乙2案】は別の規律への影響も含め、非常に難解な制度となっている。今回の法改正では、成年後見制度利用促進の観点から、分かりやすい制度とすることが求められているため、事理弁識能力を欠く常況にある者に対しての類型を設けるとしても、分かりやすい制度という観点も重視した改正とする必要があると考える。

2 法定後見の規律に係る取消権者及び追認

第1の1(1)において、いずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】から【丙案】までのいずれかの案によるものとする。

【甲案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 取消権者

現行法の規律(法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。)又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者を取消権者とする規律)を維持するものとする。

(2) 追認

現行法の規律(取消権者を追認権者とする規律)を維持するものとする。

【乙1案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその

代理人、承継人若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

(注) 取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて(又は加えて)、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【乙2案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人（法定後見の保護者を除く。）、承継人、同意をすることができる者若しくは取消権を付与する旨の審判を受けた保護者に限り、取り消すことができるものとする。

（注）取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律に代えて（又は加えて）、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設けるとの考え方がある。

(2) 追認

現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとする。

【丙案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 取消権者

法定後見の規律によって取り消すことができる行為は、本人又はその代理人（法定後見の保護者を除く。）若しくは承継人に限り、取り消すことができるものとする。〔事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合には〕本人が事理弁識能力を欠く常況にあるときは、家庭裁判所は、保護者に取消権を付与する旨の審判をすることができ、当該審判を受けた保護者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

(2) 追認

取り消すことができる行為は、取消権者及び同意をすることができる者が追認したときは、以後、取り消すことができないものとする。（注）追認に係る現行法の規律（取消権者を追認権者とする規律）を維持するものとするとの考え方がある。

（後注）【甲案】、【乙1案】、【乙2案】及び【丙案】のいずれの案をとる場合であっても、保護者の義務の規律に関して、保護者が取消権を行使する場合には本人の意思を尊重する義務があることを明確にするとの考え方があることについては、保護者の職務及び義務の項を参照。

【意見の趣旨】

【乙1案】に賛成する。

なお、（1）については（注）について「代えて」として賛成する。

【意見の理由】

現行法の本人以外の第三者による取消権の行使が、本人の自己決定権への介入の度合いが大きいとの指摘等から、取消権の行使は本人が行うことを原則とし、保護者には固有の取消権がなく、取消権を代理行使するという方法がふさわしいと考える。

保護者による取消権の代理行使の方法としては、保護者の代理権の範囲が取消権と同じ場合のほかに、（1）（注）の「取消権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことが

できる旨の規律に代えて、本人の有する取消権の行使について代理権を付与する旨の審判を受けた保護者が取り消すことができる旨の規律を設ける」とすることで、取消権の行使は原則本人が行うこと、保護者は本人の取消権行使を補完するため代理行使するという主旨を明らかにする規律がふさわしいと考える。

また、保護者は本人の意向を基に取消権を代理行使すべきであり、保護者には取消権の代理行使の際に本人の意思を尊重する義務があることを明確にする（後注）ことが必要と考える。

第2 法定後見の終了

1 法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の（個別の）審判の取消し

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙1案】をとる場合には次の(2)によるものとし、【乙2案】をとる場合には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、〔保護開始の審判、〕保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、必要がなくなったと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び〔特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに〕保護者に代理権を付与する旨の審判を取り消すことができるものとする。

〔③ 保護者の同意を要する旨の審判及び特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判並びに保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護開始の審判を取り消さなければならないものとする。〕

(注1) 保護開始の審判をするものとする考え方をとる場合に、保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨（法定後見を終了する旨）の審判をしなければならないものとするとの考え方がある。

(注2) 本人以外の者の請求により、〔保護開始の審判を取り消す旨の審判又は〕保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判〔若しくは特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするとの考え方がある。

(3) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① (第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)を開始する旨の審判がされている場合に) 本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

② (第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)を開始する旨の審判がされている場合に) 本人の事理弁識能力が回復して事理弁識能力を欠く常況である者であるとはいえなくなったときは、家庭裁判所は、請求権者の請求により、保護Bを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

③ 家庭裁判所は、必要がなくなったと認める場合には、請求権者の請求により、保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判並びに民法第13条第1項に規定する行為以外の行為について本人がした行為を取り消すことができる旨の審判を取り消すことができるものとする。

④ 保護者の同意を要する旨の審判及び保護者に代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、保護Aを開始する旨の審判を取り消さなければならないものとする。

⑤ 家庭裁判所は、必要がなくなったと認める場合には、請求権者の請求により、保護

Bを開始する旨の審判を取り消すことができるものとする。

(注1) 保護開始の審判を取り消さなければならないものとするのではなく、保護を終了する旨（法定後見を終了する旨）の審判をしなければならないものとするとの考え方がある。

(注2) 本人以外の者の請求により、保護開始の審判を取り消す旨の審判又は保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判若しくは保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判をするには、本人の同意がなければならないものとするとの考え方がある。

(後注) 法定後見の終了の規律等の見直しに伴い、現行法の仕組みよりも法定後見の保護者がその地位を有しないこととなる場面が増えることに照らし、本人の取引の相手方の保護について必要な見直しをすることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

(2)の「第1の1(1)において【乙1案】をとる場合」の結論に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において、【乙1案】を支持するため。

2 法定後見に係る期間

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)
現行法の規律を維持する（法定後見に係る期間は設けない）ものとする。

【乙1案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

① 家庭裁判所は、次の審判をする場合には次の期間を定めなければならないものとする。

- a 保護者に代理権を付与する旨の審判 保護者が代理権を有する期間
- b 保護者の同意を要する旨の審判 保護者の同意を要する期間
- c 本人のする法律行為を取り消すことができる旨の審判 取り消すことができる法律行為の期間
- d 保護者を選任する審判 その任期

② 保護者は、①aからdまでの期間が満了する前の一定期間の間に、①aからdまでの期間の更新の要否について、家庭裁判所に報告をしなければならないものとする。

③ 保護者及び①aからdまでの審判の請求権者は、①aからdまでの期間が満了する前の一定期間の間に、①aからdまでの期間の更新を求める旨の申立てをすること

ができるものとする。

(注1) 期間を定めることを必要的とせず、家庭裁判所の裁量によって定めることができるものとするとの考え方がある。

(注2) 期間については、家庭裁判所の裁量に委ねる考え方、上限を法定した上でその範囲で家庭裁判所の裁量に委ねる考え方がある。

(注3) 期間満了する前の一定期間の間に、②の報告がないときは、家庭裁判所が職権で①aからdまでの期間を伸長することができるものとするとの考え方がある。

(後注) この考え方は、②の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る（現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る）ものであることを前提としている。

【乙2案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

① 保護者は、法定後見の開始から法定された期間（〔 〕年）経過後〔 〕月内に、家庭裁判所に対し、法定後見の要件の存在に関する報告をしなければならないものとする。

② 家庭裁判所は、①の報告又は①の報告がなく職権で調査した結果により、法定後見の要件が存在していると認めることができない場合には、申立てにより又は職権で、保護を開始する審判を取り消す〔終了する〕旨の審判又は保護者に代理権を付与する旨の審判若しくは保護者の同意を要する旨の審判を取り消す旨の審判をするものとする。

(後注) この考え方は、①の報告をしないことが保護者の解任事由となり得る（現行民法第846条の「その他後見の任務に適しない事由があるとき」に該当し得る）ものであることを前提としている。

【意見の趣旨】

【乙1案】に賛成する。

【意見の理由】

【乙1案】【乙2案】とも、期間が経過した場合に直ちに保護が終了するというわけではないが、【乙1案】のように更新の審判がされない限り法定後見が終了するという考え方をする方が、法定後見制度が終われる制度になるということを意識しやすいため。

第3 保護者に関する検討事項

1 保護者の選任

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

現行法の規律を基本的に維持するものとしつつ、保護者の選任における考慮要素のうち本人の意見を重視すべきであることを明確にするために、例えば、「本人の意見」を考慮要素の冒頭に規定する考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

「本人の意見」を考慮要素の冒頭に規定する考え方に賛成し、引き続き検討することに賛成する。

2 保護者の解任（交代）等

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲1案】、【甲2案】、【乙1案】又は【乙2案】のいずれかの案によるものとする。

【甲1案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

（注）現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の規律（家庭裁判所で免ぜられた保護者であることを欠格事由とする規律）を維持するものとする。

【甲2案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

現行法の規律を維持する（保護者に不正な行為、著しい不行跡その他の保護の任務に適しない事由があるときとの規律を維持し、新たに解任事由に関する規律を設けない）ものとする。

（注）現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」によって解任されたことは欠格事由としないものとする。

（注）法定後見の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

【乙1案】

（第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても）

(1) 解任事由

① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由の規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

(注1) 請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

(注2) 現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

保護者が現行法の解任事由によって解任されたことを欠格事由とする 規律は維持するものとし、新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

【乙2案】

(第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても)

(1) 解任事由

① 解任事由に関して、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭において、新たに解任事由に関する規律を設けるものとする。

② 新たに設ける解任事由による解任の手続は、請求権者による請求又は職権により、行うものとする。

(注1) 請求権者については、現行法と同様のものとする考え方と、狭くする考え方がある。

(注2) 現行法の解任事由の文言については、引き続き、検討するものとする。

(2) 欠格事由

現行法の解任事由のうち、保護者が「不正な行為」及び「著しい不行跡」によって解任されたことは欠格事由とするものとし、「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」及び新たに設ける解任事由によって解任されたことを欠格事由としないものとする。

(注) 法定後見の保護者については、欠格事由の規律を削除するものとするとの考え方がある。

【意見の趣旨】

【乙1案】に賛成する。

【意見の理由】

現行法の解任事由における規律は維持した上で、新たに設ける解任事由は、個別の事件の事情によるものとして、解任審判による欠格事由の効果が他の事件に及ばないようにする。

「その他の保護の任務に適しない事由があるとき」という解任事由及び欠格事由は、現状特に支障が生じていないこと、及び解任事由として柔軟な対応をすることができるように残しておくことが望ましいと考える。

3 保護者の職務及び義務

(1) 本人の意思の尊重及び身上の配慮

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

保護者は、その事務を行うに当たって、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないものとするとの現行法の規律について、次の点を引き続き、検討するものとする。

ア 保護者が本人の意思を尊重するに当たっては、〔本人の心身の状態を考慮した上で、〕本人に対し、その事務の処理の状況その他必要な情報を提供し、本人の意思を把握するように努めなければならないことを明確にすること。

イ 保護者がその事務を行うに当たって本人の意思を尊重しなければならないことに関して、保護者が取消権を行使するには本人の意思を尊重しなければならないことを明確にすること。

(注) 「意思」との用語について、これに代わるより適切な表現があれば、例えば、真意、意向、選好など、その用語の見直しを含めて検討すべきであると の考え方がある。

【意見の趣旨】

ア及びイについて、引き続き検討することに賛成する。

(2) 財産の調査及び目録の作成等

ア 財産の調査及び目録の作成並びに財産の目録の作成前の権限

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(イ)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(ウ)によるものとする。

(ア) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人については本人の財産を調査し、その目録を作成しなければならず、財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要がある行為のみをする権限を有する旨の規律）を維持するものとする。

(イ) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設ける（維持する）ものとする。

(ウ) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年後見制度における財産の調査及び目録の作成、財産目録の作成前の権限に関する規律を設けない（削除する）ものとする。

(注) 第1の1(1)において、【甲案】をとる場合の保佐若しくは補助、【乙2案】をとる場合の保護A又は【乙1案】をとる場合であっても、家庭裁判所が必要があると認めるときは、保護者に財産の調査及び目録の作成を命ずることができ、当該保護者は財産の目録の作成を終わるまでは急迫の必要がある行為のみをする権限を有する旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

イ 成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定

成年後見人の本人に対する債権又は債務の申出義務、成年被後見人が包括財産を取得した場合についての準用及び支出金額の予定の規律については、前記アの財産の調査及び目録の作成、財産の目録の作成前の権限に関する規律と同様とするものとする。

ウ 財産の管理及び代表

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(ア)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）及び【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(イ)によるものとする。

(ア) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、本人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律）を維持するものとする。

(イ) 第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合

保護者は、本人の財産を管理し、かつ、財産に関する法律行為について本人を代表する旨の規律を設けない（削除する）ものとする。

アについて、

【意見の趣旨】

（注）の考え方に賛成する。

【意見の理由】

包括的財産管理権が付与されない保護者においては、財産の調査等の規律は原則として不要としつつ、付与されが特定の代理権によっては、その権限の行使をするにあたり、財産の調査をする必要がある場合が考えられることから、（注）の考え方に賛成する。

イについて、

【意見の趣旨】

本文記載のとおりアの考え方と同じとする。

ウについて、

【意見の趣旨】

（イ）の考え方に賛成する（【乙1案】をとる立場から）。

(3) 成年後見人による郵便物等の管理

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のイによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（家庭裁判所は、請求により、成年後見人に限って、その事務を行うに当たって必要があるときに6か月を超えない期間を定めて本人宛ての郵便物を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる旨の規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の保護者について郵便物等の管理の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の保護者について郵便物等の管理の規律を設ける（維持する）ものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

郵便物等の管理の規律を設けない（削除する）ものとする。

（注）アからウまでのいずれにおいても、郵便物等の管理の規律を設けるものとするとの考え方がある。

【意見の趣旨】

（注）の考え方について賛成する。

【意見の理由】

現行の規律における補助・保佐事務においても、保護者には郵便物等の管理権を持つことが望まれる場合が多いことから、保護者に、郵便物等の管理の規律を設けることを踏まえて引き続き検討する考え方に賛成する。

(4) 成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の案によるものとする。

成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、利益相反行為、成年後見の終了の際の後見の計算等前記(1)から(3)まで以外の保護者の職務及び義務の規律（現行民法第4編第5章第3節（後見の事務）及び第4節（後見の終了）に相当する規律のうち報酬、監督及び本人死亡後の権限の規律を除いたもの）については、現行法の規律を維持するものとする。

（注1）保護者が本人の財産状況を正確に把握することができるようにするために、保護者は、その事務を行うため必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、本人の財産の状況を調査することができる旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

（注2）家庭裁判所が保護者に対して本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することができる旨の規律について議論する必要があるとの考え方があるところ、保護者に本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することについては慎重に検討する必要があるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

（注1）の考え方に賛成する。

【意見の趣旨】

（注2）の考え方に賛成する。

【意見の理由】

本人の治療行為その他の医的侵襲に関する考え方は、本人の自己決定に委ねるべきものである。よって、保護者に、本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権を付与することについて慎重に検討する必要があるとの考え方に賛成する。

4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるとき等は、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、特定の財産の保存に必要な行為、弁済期が到来している債務の弁済をすることができ、また、家庭裁判所の許可を得て、死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な

行為をすることができる旨の規律)を維持するものとする。

(注) 保佐人及び補助人に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する(ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。)旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護(保護B)の保護者について本人の死亡後の保護者の権限の規律を設ける(規律を維持する)ものとする。

(注) 第1の1(1)【乙2案】ア①の保護(保護A)の保護者に死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する(ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。)旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

本人の死亡後の保護者の権限の規律を設けない(規律を削除する)ものとする。

(注) 保護者に本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の権限を有する(ただし、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。)旨の規律を設けるものとするとの考え方がある。

(後注) (1)から(3)までの(注)の考え方に関し、(1)の(注)の保佐人及び補助人並びに(2)及び(3)の各(注)の各保護者について、①相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務の弁済(弁済期が到来しているものに限る。)及び相続財産の保存に必要な行為のうち、これらの者が本人の死亡前に有していた権限と関係性を有するものについて、家庭裁判所の許可を得た上で、これらの者がその行為をすることができる旨の規律を設けるものとするとの考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見の趣旨】

(3)の本文の考え方に反対し、(注)、(後注)の考え方に賛成する。

【意見の理由】

本人の死後においては、保護者の権限の規律に関わらず、本人の死体の火葬等の契約の締結や(後注)に記載の事務について保護者が行うことを期待されることや若しくは保護者が行う必要があることが考えられることから、これらの規律を設ける考え方について引き続き検討することに賛成する。

5 保護者の報酬

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

現行法の規律(家庭裁判所は、保護者及び本人の資力その他の事情によって、本人の財産の中から、相当な報酬を保護者に与えることができるものとするの規律)を基本的に維持するものとしつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって保護者が行った事務の内容等を適切に評価することを明らかにする観点から、保護者が行った事務の内容といった考慮

要素を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。

6 保護者の事務の監督

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

現行法の規律（家庭裁判所は、いつでも、保護者に対し保護の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は保護の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができ、また、利害関係人の請求により又は職権で、本人の財産の管理その他保護の事務について必要な処分を命ずることができる旨の規律）を維持するものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。

第4 法定後見制度に関するその他の検討事項

1 法定後見の本人の相手方の催告権

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。

法定後見の本人の相手方の催告権に関しては、基本的に現行法の規律（用語は確定していないものの第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合に合わせて表記すると次のような規律）を維持するものとする。

- ① 本人の相手方は、本人が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。）となった後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。
- ② 本人の相手方が、本人が行為能力者とならない間に、その保護者に対し、その権限内の行為について①に規定する催告をした場合において、保護者が①の期間内に確答を発しないときも、その行為を追認したものとみなす。
- ③ 特別の方式を要する行為については、①及び②の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。
- ④ 本人の相手方は、本人（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合にはその仕組みの本人を除く。）に対しては、①の期間内にその保護者の追認を得るべき旨の催告をすることができる。
この場合において、その本人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないとき

は、その行為を取り消したものとみなす。

【意見の趣旨】 賛成する。

2 本人の詐術

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても次の案によるものとする。
法定後見の本人の詐術の規律について、基本的には現行法の規律を維持するものとし、「詐術」の内容を明確にする考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において【乙1案】を支持するが、【乙1案】において、本人が詐術を用いる場合の相手方の保護の必要性はあるので、基本的には現行法の規律を維持すべきものと考ええる。

3 意思表示の受領能力等

(1) 意思表示の受領能力

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次のイによるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人に関する意思表示の受領能力の規律）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人に関する意思表示の受領能力の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人に関する意思表示の受領能力の規律（現行法の規律）を設ける（維持する）ものとする。

ウ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

法定後見の本人に関する意思表示の受領能力の規律を設けない（削除する）ものとする。

【意見の趣旨】

(【乙1案】を前提とした)ウの考え方に賛成する。

(2) 意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組み

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、次の【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

現行法の規律を維持する(意思表示を受領する権限を有する者を選任する仕組みを設けない)ものとする。

【乙案】

家庭裁判所は、事理弁識能力を欠く常況にある者については、利害関係人の請求により、本人に代わって意思表示を受ける者を選任することができるものとする。

(注) 法定後見の利用が終了した後であることを要件とする考え方、法定後見を利用している間に代理権を付与された保護者がした法律行為に係る意思表示をする必要があることを要件とする考え方がある。

【意見の趣旨】

【甲案】に賛成する。

【意見の理由】

法定後見が終了した後に法的問題が顕在化した場合は、速やかに再度の制度利用を検討すべき場面であって、意思表示の受領のみの代理人を選ぶ必要性は極めて乏しいし、本人の同意なく意思表示受領の代理人を選任することは本人に対する過剰な介入で権利の侵害にもなり得る一方で、代理人の権限が狭いため、意思表示受領後、法定期間内に必要な対応ができないなど、本人にとって不利益が生じることも想定される。また、【乙案】は成年後見制度の利用者以外にも影響を与えるが、今回の法改正の議論の中では、それらのものに与える影響についてほとんど議論できていない。

4 成年被後見人と時効の完成猶予

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合)には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合)には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律(成年被後見人と時効の完成猶予の規律)を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア1の保護(保護A)の本人について成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ1の保護(保護B)の本人について成年被後見人と時効の完成猶予の規律(現行法の規律)を設ける(維持する)ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けない(削除する)ものとする。

【意見の趣旨】

(3)に賛成する。

【意見の理由】

第1の1(1)において【乙1案】を支持するが、【乙1案】においては、家庭裁判所において事理弁識能力を欠く常況にあるとの認定がなされないので、現行法の規律は維持できないと考える。

5 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由等

(1) 受任者が法定後見制度を利用したことと委任の終了事由

【甲案】

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律（委任の終了事由の規律）を維持するものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について現行法の規律を設けず、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人について現行法の規律（委任の終了事由の規律）を設ける（維持する）ものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には委任の終了事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

【乙案】

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、委任の終了事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

(2) 代理人が法定後見制度を利用したことと代理権の消滅事由

【甲案】

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には現行法の規律（代理権の消滅事由の規律）を維持するものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について現行法の規律を設けず、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については現行法の規律（代理権の消滅事由の規律）を設ける（維持する）ものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には代理権の消滅事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

【乙案】

第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、代理権の消滅事由の規律を設けない（削除する）ものとする。

【意見の趣旨】

(1)、(2)のいずれも（【乙1案】をとることに賛成の立場から）【甲案】に賛成する。

6 成年被後見人の遺言

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）の本人について現行法の規律を設けないものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）の本人については現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

成年被後見人の遺言の規律を設けない（削除する）ものとする。

【意見の趣旨】

（【乙1案】をとることに賛成の立場から）(3)に賛成する。

7 法定後見の本人の民事訴訟における訴訟能力等

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない旨並びに被保佐人及び訴訟行為をすることについて補助人の同意を要する被補助人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人又は補助人の同意を要しないとする旨等の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

① 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、保護者によらなければ、訴訟行為をすることができない旨の規律を設ける（維持する）ものとする。

② 第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、本人（訴訟行為をすることにつきその保護者の同意を得ることを要するものに限る。）が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保護者の同意を要しないとする旨等の規律を設ける（維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

① 成年被後見人の訴訟能力の規律（本人について、保護者によらなければ、訴訟行為をすることができない旨の規律）を設けない（削除する）ものとする。

② 本人（訴訟行為をすることにつきその保護者の同意を得ることを要するものに限る。）が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保護者の同意を要しないとする旨等の規律を設ける（維持する）ものとする。

（注）成年被後見人の訴訟能力の規律を設けない（削除する）とした上で、意思能力を欠く者は訴訟行為をすることができない旨を明確にすることについて、引き続き、検討するものとするとの考え方がある。

【意見の趣旨】

（【乙１案】をとることに賛成の立場から）(3)に賛成する。（注）の記載にも賛成する。

8 法定後見の本人の人事訴訟における訴訟能力等

第１の１(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙２案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）には次の(2)によるものとし、【乙１案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第１の１(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律並びに人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年被後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる旨の規律）を維持するものとする。

(2) 第１の１(1)において【乙２案】をとる場合

- ① 法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。
- ② 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が第１の１(1)【乙２案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）であるときは、その保護者は、本人のために訴え、又は訴えられることができる旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。

(3) 第１の１(1)において【乙１案】をとる場合

- ① 法定後見の本人について民法の行為能力の制限に関する規定及び民事訴訟法の訴訟無能力に関する規定を適用しない旨の規律を設ける（現行法の規律を維持する）ものとする。
- ② 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が法定後見の本人のうち事理弁識能力を欠く常況にある者であるときに関して、当該者のために訴え、又は訴えられることができるようにするため、成年被後見人に関する人事訴訟における訴訟能力等の規律を修正するものとすることを含め、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

（【乙１案】をとることに賛成の立場から）(3)に賛成する。

9 手続法上の特別代理人

第１の１(1)において、【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、【乙２案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場合）

には次の(2)によるものとし、【乙1案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合）には次の(3)によるものとする。

(1) 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、成年被後見人に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律）を維持するものとする。

(2) 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判を受けた者（本人）について、本人に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律を設ける（維持する）ものとする。

(3) 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、事理を弁識する能力を欠く常況にある者に対し訴訟行為（手続）をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、（受訴裁判所の）裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる旨の規律を設けるものとする。

【意見の趣旨】

（【乙1案】をとることに賛成の立場から）(3)に賛成する。

第5 任意後見制度における監督に関する検討事項

【甲案】

現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】

任意後見監督人による監督を必須のものとし、家庭裁判所の判断により、家庭裁判所が直接任意後見人の事務の監督をすることを認めるものとする。

(注) 本人の任意後見人の事務の監督に対する意向を尊重することができるような制度の在り方に関して、そのような制度の内容、制度を実現する必要な環境整備の内容なども含めて検討すべきであるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

【甲案】の任意後見監督人による監督を必須とする考え方に賛成するが、現状の任意後見人の事務の監督の在り方については課題があるため、監督の在り方について新たな規律を提言する。

(注) については賛成する。

【意見の理由】

任意後見契約は私人間の契約であるものの、本人の判断能力が低下した後にその効果を生じることから制度の信頼性・実効性の観点から公的機関（家庭裁判所）の関与が必須である。同時に、私人間の契約であることの特性から、公的機関による関与は最小限かつ限定された範囲であることが望ましい。したがって、任意後見監督人による直接監督及び家庭裁判所による間接的監督の現行法の体制は適切である。また、任意後見監督人には、監督以外の職務（任意後見契約に関する法律第7条1項3号4号）が予定されていることから任意後見監督人を必須機関とすることには賛成する。理由の詳細については以下のとおりである。

(1) 課題の所在

a) 法務省調査に見る課題

法務省が令和3年・4年に行った「任意後見制度の利用状況に関する意識調査」において、任意後見制度の改正すべき点として、任意後見監督人に対する報酬の負担、監督人から監督されることへの負担感があげられているが、それらは、制度の仕組み自体に起因するものではなく、制度の利用件数が少ないこともあって、監督人による具体的な監督の在り方にばらつきがあったり、事案によっては過重ともいえる監督が行われていることに要因があると考えられる。

b) 当法人の会員が関与する任意後見に見る課題

当法人の会員が市民から受ける任意後見制度に関する相談には、大別して任意後見契約を親族・知人と締結したいというものと、専門職や専門職が関与する団体と締結したいというものの2種類がある。また、本人の資産については、預貯金のみであるものから、有価証券や不動産の管理・運用が含まれるものまで幅広い。

これらの中で、特に信頼関係のある親族間の任意後見契約の事案（①）、親族ではない第三者との契約のうち、任意後見受任者が経験や専門性を持っている事案（②）、本人の総資産が多くはなく、管理が複雑ではない事案（③）について、それぞれに相応しい監督の在り方の検討が望まれる。現場ではこれらの事案について、「監督の在り方」が事案内容に比して重装備となっているものもあり、監督人から監督されることへの負担感そのものや監督報酬の負担感により、制度利用を検討している市民の中には、任意後見制度の利用自体をあきらめることも生じている。

(2) 課題への対応

上記の課題の解決策としては、次のような方法が考えられる。

任意後見監督人の選任を必須としつつ柔軟な監督を認める考え方（（注）及び中間試案の補足説明5）

a) 監督の在り方の分類及び運用の改善の仕組み

現状では、以下のような項目を網羅的に監督していると思われる。（これら項目は、当法人の会員の法定後見制度及び任意後見制度の業務の経験に基づいて例示している。）

1 任意後見人が任意後見監督人に対して行う報告は、任意後見契約で定めた頻度で行う。

2 身上保護の監督の内容

意思決定支援の在り方・実施の状況、本人への面会の回数及びその内容

介護・看護サービス計画、サービス担当者間の情報共有の在り方、医療体制の在り方

3 財産管理の監督の内容

- ・財産目録の作成、目録に計上された預貯金通帳の原本との照合、証券等取引・不動産・動産、その他財産の疎明資料での確認と現状把握

- ・収支予定表の作成、収支予定表に計上された定期支出・収入項目の妥当性、各項目を疎明資料で確認

- ・預貯金の入出金、日常の管理を超えた支払いの請求書及び領収書の確認、その使途の

適正さの精査

- ・手元管理金の照合、現金出納帳等の内容の確認、管理の適性さの精査

4 任意後見契約の代理権、ライフプランと事務内容

事務内容の代理権との照合、ライフプランとの照合等

これまでのような上記の網羅的な監督は、前述のように事案によっては過剰な監督となっている場合がある。監督を一律に行うのではなく、本人の総資産・資産構成・資産管理の困難さ、本人の居所、受任者の能力・後見制度に対する知識、親族関係等の環境を踏まえて、重要度・発生頻度等により重みづけをした客観的リスク評価の結果に基づいて、事案を数種に分類する。それら分類毎の想定リスクに応じたメリハリの付いた監督を行うことも可能と考える。また、監督の在り方は、専門職個人の属人性及び経験に頼るのではなく、分類した事案に応じて、簡易な監督から現在のような個人の専門職による手厚い監督まで、数種の監督の仕組みを適用し監督人の責任もその範囲とすることができるのではないか。これらは運用により「監督されることへの負担」「監督報酬の負担」について改善が期待できるものもある。

b) 日常生活の支援を目的とした代理権のみを有する任意後見契約における監督の在り方及び当該監督の責任の限定

任意後見制度の利用をより促進するためには、特に（１）b) にあげた本人がより使いやすい制度とすることが有益である。このような事案では、本人は任意後見人に、日常的な財産の管理業務（例えば預貯金の管理、年金等の定期的な収入の受領、家賃等の定期的な支出の支払いの事務）や身上保護業務（例えば医療・介護の契約、福祉関係の手続き）を行ってもらいたいというものであろう。これら日常的な支援を受けることを目的とした任意後見契約のニーズは、今後、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯の増加により高まると考えられる。

このような任意後見契約（日常生活の支援のみが代理権項目となっている契約）については、監督人の権限及び責任を限定する契約とし、特に不正防止を主眼においた財産管理の監督を行い、身上保護については最低限の監督にとどめるとすることも考えられる。従って、監督人の責任もその範囲に限定することが「監督されることへの負担」感、「監督報酬の負担」感を軽減する。それに伴い、任意後見契約に関する法律第7条8条の見直しは必須である。このような監督の在り方を以下「簡易な監督」と呼ぶ。

現行法では、任意後見制度と法定後見制度を併用することができないため、任意後見契約の代理権項目が網羅的なものとなっているものが多いが、現在、任意後見制度と法定後見制度の併用、任意後見契約の事務の委託の追加についても検討されており、必要な時に必要な支援を受ける任意後見契約の締結も検討できるようになると思われる。

c) 「簡易な監督」に適した事案

ア) 親族との任意後見契約の場合（（１）b) ①)

親族間の任意後見契約では、本人と任意後見受任者との信頼関係を前提に、不正防止に重点をおいた財産管理を監督することが考えられる。具体的には、法定後見制度において、親族が後見人等を単独で担う事案（例えば、預貯金のみの管理を行う。預貯金額は概ね1,000万円程度未満）を想定している。

イ) 任意後見受任者が任意後見制度に対する経験と専門的知識のある場合（（１）b) ②)

専門職団体による所属する会員への監督について、本人の資産が一定額以下の事案については、後見業務における実務経験と知識及び団体による会員への後見業務の執務基準の提示を通じて、「簡易な監督」とすることも可能と思われる。

ウ) 任意後見受任者が市民後見人等の場合（（１）b) ③の一部)

認証された団体として社会福祉協議会等が行う監督についても同様と考えられる。

エ) 信託の利用

任意後見制度においても、任意後見契約に特化した権利擁護信託の仕組みを取り入れることも考えられる。その仕組みを利用して、任意後見人が管理する財産が高額でない事案にも、「簡易な監督」を利用することができるものとするれば、さらに多くの市民が任意後見契約を検討することができる。任意後見契約を締結するときに、本人の意思で信託利用とその内容を決定することが、法定後見制度における支援商品の利用と異なる点である。

- d) 「簡易な監督」を行う監督人 ～一定の基準に沿った監督を行う個人の専門職・団体の認証～

b) の監督の仕組みとして、あらかじめ、個人の後見制度の専門職や団体のうち、監督の在り方に一定の基準を定めて認証しておくことが考えられる。団体には後見の専門職が作った団体、後見監督人を行うために創設された NPO 法人、成年後見制度に関わりのある業務を行う法人等が考えられる。また、現状、監督人を担う専門職が少ない地域においては、市民後見人の支援体制と同様に社会福祉協議会等に専門職が監督のノウハウを提供して認証団体とすることも可能としてよい。

- e) 「簡易な監督」の公示

「簡易な監督」については、登記事項として公示することも考えられる。

- (3) 監督の在り方に対する本人の意向の反映（（注）及び中間試案の補足説明 6）

監督人は、任意後見契約における本人、任意後見受任者、任意後見監督人候補者間の三面契約によって定めておく方法と、任意後見監督人の選任申立を行う際に本人の意向に基づいて任意後見監督人候補者を挙げる方法とが考えられる。いずれにおいても、本人の選択を尊重するものの、家庭裁判所が任意後見監督人を選任するにあたって、その事案と「監督の在り方」の適格性を判断することが望ましい。

なお、認証する個人・団体は本人に不利益とならないよう、一定の基準に適合する者に限定することに加えて、本人の「監督の在り方」に関する意向を正確に把握するための相談体制を確立しておくことが重要となってくると思われる。

2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討

(1) 任意後見人の事務の監督を開始する要件

現行法の規律（任意後見契約が登記されている場合において、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあることを任意後見人の事務の監督を開始する裁判の要件とする規律及び本人以外の者の請求により監督を開始するための裁判をするには、あらかじめ本人の同意がなければならない（本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない）とする規律）を維持するものとする。

(2) 適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

ア 申立権者（請求権者）

現行法の申立権者（請求権者）に加えて、申立権者を広げる方向で見直すことについて、引き続き、検討するものとする。

（注1）法定後見の保護者を申立権者とするとの考え方がある。

（注2）任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者に関して、現行法の申立権者に加えて、本人が公正証書において申立権者を指定することができ、その指定された者を申立権者とするとの考え方がある。

（注3）現行法の申立権者である「四親等内の親族」について、その範囲を四親等内よりも狭くするものとするとの考え方がある。

イ 申立義務

一部の申立権者にその申立てを義務付ける規律を設けるか否かについて、引き続き、検討するものとする。

（注）任意後見受任者は、本人の事理弁識能力が不十分な状況にある場合には、任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立てをしなければならないものとする旨の規律（任意後見受任者に申立てを義務付ける規律）を設けるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

(1) の現行法の規律を維持することに賛成する。

(2) ア（注3）について反対する。

(2) イの規律を設けることについて反対する。

【意見の理由】

(2) ア（注3）について反対する理由は、次のとおりである。法定後見の場合に、法定後見人の選任申立の際に疎遠な親族から申立てがされることがある。その上、親族の思わくとは違い第三者の専門職が法定後見人に選任されることが多いことや本人の死亡まで第三者の専門職の法定後見人に報酬の支払いが続くことなどで法定後見が敬遠されている。そのような状況をふまえ法定後見の申立権者の範囲を「四親等内の親族」よりも狭くするものとするとの意見がある。

しかし、任意後見契約は、信頼関係がある任意後見の受任者が任意後見人になるのであり、法定後見のように第三者の専門職が予想外に法定後見人に選任されるのではない。さらに本人に事理弁識能力がある場合は、任意後見監督人選任の申立に本人が同意しないことが可能であり、本人の意に反した申立てがされたとしても本人との面談の際に本人の判断能力があることが確認できることから申立権者の範囲を狭くするものとする考え方については反対する。

また、前掲の法務省の調査によると親族が任意後見受任者である場合に、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあるにもかかわらず、任意後見の事務の監督が開始されていないことが多くあるという指摘がある。申立権者の範囲を「四親等内の親族」よりも狭くすることは、適切な時期に申立てをする申立権者の範囲を広げることが「適切な時期に申立てがされる機会が増える」という考え方からも逆の方向である。

(2) イの規律を設けることについて反対する理由は、次のとおりである。親族が任意後見受任者である場合、任意後見監督人の選任の申立てをすべきことへの認識が十分ではない場合もあり、ガイドラインやモデル契約書等により、適切な時期に任意後見契約を発効させるような取組をすべきであると考ええるからである。

また、任意後見受任者が任意後見監督人の選任の申立てをしない場合に任意後見契約を発効させたとしても、そのような任意後見受任者が任意後見人として事務を行うのが本人の保護にとって適切であるのかについて疑問があると思われる。そのような申立てをしない任意後見受任者は、任意後見人としての適格性に欠けるなどの問題となるケースもあり、そのような場合は法定後見の申立てを優先すべきと考ええる。

また義務違反があったとしても、任意後見人の事務の開始の裁判手続の申立ての履行を強制することは困難であるためである。

第6 任意後見制度と法定後見制度との関係

1 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等

【甲案】

現行法の規律（任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない規律）を維持するものとする。

【乙案】

任意後見人と成年後見人等とが併存することを認める（任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない現行法の規律を削除する）ものとする。

(注) 【乙案】を前提として、任意後見人と成年後見人等との権限が重複する場合に、例えば、相当と認めるとき等を要件として、家庭裁判所は、任意後見人の権限を停止することができる旨の規律を設けることについて、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

【乙案】に賛成する。

【意見の理由】

【乙案】に賛成するが、任意後見契約法第10条第1項に準じ、併用が必要とされる項目に限定して法定後見制度を利用することにより、任意後見契約を終了せず継続することができ、任意後見制度の趣旨である自己決定の尊重が維持され则认为する。

(注) 「任意後見人の権限を停止することができる規律を設けることについて」は、任意後見契約法第10条に加え第8条の考え方も踏まえて、慎重に検討する必要があるとして、引き続き検討することに賛成する。

2 任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用をする要件等

1で【甲案】をとる場合には次の(1)によるものとし、1で【乙案】をとる場合には次の(2)によるものとする。

(1) 1で【甲案】をとる場合

現行法の規律を維持するものとする。

(2) 1で【乙案】をとる場合

任意後見契約が存在する場合に法定後見制度の利用を開始する要件については現行法の規律を維持するものとし、法定後見制度の利用を開始している場合に任意後見人の事務の監督を開始する要件については規律を設けない（現行法の規律を削除する）ものとする。

（注）既に任意後見契約が存在する場合だけでなく、本人が任意後見契約を締結することができる場合には法定後見制度による代理権の付与の審判をすることができないものとするとの考え方がある。

【意見の趣旨】

(2)に賛成する。

【意見の理由】

(2)に賛成するが、（注）については、任意後見と法定後見いずれを利用するかについて、併用を含めて、自己決定を尊重して本人の選択を可能とすることが望ましいと考えるので慎重意見である。

第7 任意後見制度に関するその他の検討

1 任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者

(1) 任意後見契約の方式

現行法の規律(任意後見契約の方式を公正証書による要式行為とする旨の規律)を維持するものとする。

(2) 任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加(変更)

（注1）任意後見契約で合意した委託に係る事務の一部についての委託の合意を解除する旨の契約の一部の解除を認めるものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

（注2）任意後見契約で合意した委託に係る事務に他の事務の委託をする(追加する)旨の契約の変更を認めるものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

(3) 任意後見契約の一部の発効

（注）任意後見契約の一部(一部の事務の代理権の付与)を(段階的に)発効させることを認めるものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見の趣旨】

(1)現行法の規律を維持することに賛成する。

(2) (注2) の考え方について賛成する。

(3) (注) について反対する。

【意見の理由】

(2) (注2) について、現行法において任意後見の代理権を拡張する場合には、既存の任意後見契約を維持するものとした上で追加的にもう1通の任意後見契約の公正証書を作成することになるが、委任事務の範囲を把握するためにはそれぞれの契約を確認する必要があり、委任者や受任者、取引の相手方双方にとって分かりづらいと考えられる。また契約発効時にはそれぞれの契約について任意後見監督人選任申立てを行う必要があり煩雑である。

変更契約を認めることにより委任事務が一つの契約で登記され、委任事務の全体が把握しやすくなり制度利用者にとって分かりやすい仕組みとなると考える。

なお、補足説明3任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の追加(5)任意後見契約の内容を本人以外が変更すること(P174)について、任意後見契約は委任者、つまり本人が受任者との信頼関係に基づいて締結するものであって、本人にとっては何を委任するかというより、むしろ誰に委任するかということが重要であると考えられる。仮に本人が契約変更の判断が困難な状態であったとしても可能な限り受任者が業務を行える方策という観点から、契約締結時の公正証書で本人が変更することに同意する旨を定めている場合は、任意後見契約の内容を本人以外が変更することを可能とすることが必要であると考え

る。

よって(注2)に賛成し、さらに(5)任意後見契約の内容を本人以外が変更することについても規律を定めるべきと考える。

(3) (注) の任意後見契約の一部を段階的に発効させることについては、補足説明175ページ(3)ア(イ)で指摘されているように任意後見の内容が複雑で分かりにくいものになってしまうことになるので適当ではないと考える。

(4) 予備的な任意後見受任者(任意後見契約の登記に関する規律等)

【甲案】

任意後見人の事務を開始したこと(現行法では任意後見監督人が選任されたこと)のみを任意後見契約の発効の停止条件とする現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】

予備的な任意後見受任者の定めをする任意後見契約の締結を可能とする(それによって予備的な任意後見受任者の登記を可能とする)規律を設けるものとする。

【意見の趣旨】

【乙案】に賛成する。

【意見の理由】

現在でも、任意後見は契約の締結から効力発生、終了まで長期にわたるため、任意後見受任者の事情で後見事務が行われない場合に備えて複数の任意後見契約を締結すること、また、委任者と受任者との間で主たる受任者を決めておく旨の合意がされている。これを法律上規定する必要性については、特に委任者において、複数の契約が自ら希望し定めたとおりに発効することを手続的に担保できるというメリットがあると考えられる。

予備的受任の登記について、契約時に本人、任意後見受任者、予備的な任意後見受任者の全員で合意をする場合は、1 個の契約であると考え、登記も数人の任意後見人が共同して代理権を行うべき事務を定めた場合と同様に後見登記をなすことは可能であると考えられる。

当初受任者が 1 名であったものの、例えば年齢の若い親族や専門職などを予備的受任者の立場として追加で契約するというニーズも少なくない。このような場合にいったん先の契約を解除して委任者・受任者の合意に基づく契約を行うことにすると、利用者にとって手続きのハードルが上がってしまうことになる。例えば後の契約に既に先の任意後見契約があり、当該契約はその予備としてなされている旨の記載を付記することや、委任者が複数の受任者と契約している場合の目録を別途作成しその中で順位についても記載するなどの方法を検討する余地もあると考える。

予備的受任者の事務を開始する要件については、先順位の受任者の死亡の他、高齢や病気などの事情により事務を継続できない場合も想定する必要があると考える。法定後見の監督人の職務について民法 851 条第 2 号で「後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること」とされており、契約発効後はこれに準じて定めることが考えられる。契約発効前については、任意後見監督人選任申立てが後順位の契約についてなされた場合に申立人において、「後見人が欠けた場合」に相当するという事情説明とともに、死亡の記載のある戸籍や、医師の診断書などの資料を添付して申立てをするという方法が考えられる。

予備的な受任者が事務を行う場合の監督人の選任については、契約発効後に先順位の後見人が欠けた状態となった場合は、現在選任されている監督人が継続することを原則としつつ、親族から専門職等属性が変更する場合など個別の事情において監督人の交代を柔軟に行う必要があると考える。

以上の理由により、乙案に賛成し、予備的な任意後見受任者の登記を可能とする規律を設けるべきであると考ええる。

2 その他

- (注 1) 本人の意思の尊重等に関する規律については、法定後見の規律と同様の見直しをするものとする
- (注 2) 任意後見契約の解除の要件に関して、〔契約締結から一定期間を経過した後は〕任意後見契約の発効後であっても家庭裁判所の許可なく解除をすることができることとするとの考え方がある。
- (注 3) 法定後見制度について、法定後見に係る期間に関する規律を設ける場合には、任意後見契約の有効期間の規律を設けるとの考え方がある。
- (注 4) 任意後見契約を親権者等の法定代理人が締結することができるか否かに関する規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。
- (注 5) 任意後見契約において、本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意に関する事務を任意後見受任者（任意後見人）に委託することができるとの考え方がある。

(注 1) について

【意見の趣旨】

賛成する。

(注4) について

【意見の趣旨】

任意後見制度の趣旨を踏まえて、慎重に検討する必要があると考える。

【意見の理由】

任意後見契約の締結を親権者等の法定代理人が締結することについては、例えば、知的障害者の親権者や子の未成年後見人が、任意後見契約を代理して契約するという需要はあると思われるが、本人の意思尊重という任意後見制度の趣旨にはそぐわないと考える。

(注5) について

【意見の趣旨】

消極に考える。

【意見の理由】

本人の治療行為その他の医的侵襲に関する同意権は、本人の自己決定に委ねるべきとの考え方は、法定後見に限らず任意後見契約における任意後見受任者（任意後見人）においても異なることはないとする。

第8 その他

1 成年後見制度に関する家事審判の手續についての検討等

成年後見制度の見直しに伴い、法定後見制度及び任意後見制度に関する家事審判の手續について、例えば、法定後見制度に関する以下の点を含む所要の整備を行うものとする。

(1) 法定後見制度における精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取

第1の1(1)において、【甲案】をとる場合には次のアによるものとし、【乙1案】をとる場合には次のイの【甲案】又は【乙案】のいずれかの案によるものとし、【乙2案】をとる場合には次のウによるものとする。

ア 第1の1(1)において【甲案】をとる場合

現行法の規律（後見開始の審判をする場合には、本人の精神の状況について、原則として鑑定を必要とする規律等）を維持するものとする。

イ 第1の1(1)において【乙1案】をとる場合

【甲案】

①家庭裁判所は、本人の精神の状況につき鑑定をしなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

a 保護者の同意を要する旨の審判（本人以外の請求により、当該審判をする場合において、本人が審判をすることについての同意の意思を表示することができないときに限る。）

〔b 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕

〔c 保護開始の審判〕

②家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、c及びd〔からfまで〕の審判にあっては、必要がなくなったと認めることを理由としてこれらの審判をするときは、この限りでないものとする。

- a 保護者の同意を要する旨の審判（本人の請求により審判をする場合又は本人が審判をすることについて同意をしている場合に限る。）
- b 保護者に代理権を付与する旨の審判
- c 保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判
- d 保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判
- 〔e 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕
- 〔f 保護開始の審判の取消し〔終了する旨〕の審判〕

【乙案】

家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、e 及び f〔から h まで〕の審判にあつては、必要がなくなつたと認めることを理由としてこれらの審判をするときは、この限りでないものとする。

- a 保護者の同意を要する旨の審判
- b 保護者に代理権を付与する旨の審判
- 〔c 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕
- 〔d 保護開始の審判〕
- e 保護者の同意を要する旨の審判の取消しの審判
- f 保護者に代理権を付与する旨の審判の取消しの審判
- 〔g 特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判の取消しの審判〕
- 〔h 保護開始の審判の取消し〔終了する旨〕の審判〕

ウ 第1の1(1)において【乙2案】をとる場合

- ①家庭裁判所は、本人の精神の状況につき鑑定しなければ、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判をすることができないものとする。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。
- ②家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、次の審判をすることができないものとする。ただし、b 及び c の審判にあつては、必要がなくなつたと認めることを理由としてこの審判をするときは、この限りでないものとする。
 - a 第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判
 - b 第1の1(1)【乙2案】ア①の保護（保護A）を開始する旨の審判の取消し〔保護Aを終了する旨〕の審判
 - c 第1の1(1)【乙2案】イ①の保護（保護B）を開始する旨の審判の取消し〔保護Bを終了する旨〕の審判

(2) 法定後見制度に関する事実の調査及び証拠調べ

（注）第1の1(1)においていずれの案をとる場合であっても、家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他の必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

(3) 法定後見制度に関する保全処分

（注）第1の1(1)において【乙1案】又は【乙2案】をとる場合に、法定後見の開始の審判事件（【乙1案】にあつては保護者の同意を要する旨の審判事件又は保護者に代理権を付与する旨の審判事件）を本案とする財産の管理者の選任及び事件の関係者に対する指示の保全処分について、その要件を緩和するとの考え方や選任された財産の管理者が民法第103条に規定する権限（保存行為等）を超える行為を必要とするときに家庭裁判所の許可を得てその行為をすることができるとの規律を見直すとの考え方について、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

第8の1の(1)につき、イ【甲案】に賛成する。

第8の1の(2)につき、(注)に賛成する。

第8の1の(3)につき、(注)に賛成する。

【意見の理由】

第1の1の(1)につき、【乙1案】に賛成し、保護開始の審判を要するという(注)の考え方にも賛成しているため、第8の1の(1)イ甲案に賛成する。①については、本人が同意の意思表示ができない場合に〔c 保護開始の審判〕のみを対象とし、(ただし本人以外の請求により、当該審判をする場合において、本人が審判をすることについての同意の意思を表示することができないときに限る。)とすることを加えることが必要であるとする。また②については、選択肢に〔保護開始の審判(ただし、本人の請求により審判をする場合又は本人が審判をすることについて同意をしている場合に限る)〕を追加し、a～eは削除し、〔h 保護開始の審判の取消し〔終了する旨〕の審判〕は選択肢として残すべきであるとする。

制度利用を開始する際の審判を行う際には事理弁識能力に関し医学的見地からの判断が必要であり、特に本人が意思を表示することができない場合(本人に法的に有効な同意をする能力があるとはいえない場合)は、本人の精神の状況を慎重に判断することが必要であるため、鑑定がなされることが必要と考えるが、いったん制度が開始された後は、その後に審判がなされる都度、医学的判断を求めることまでは不要と考える。

第8の1の(2)及び(3)の各(注)については、中間試案の補足説明198ページ26行以降に記載された理由により賛成する

2 身体障害により意思疎通が著しく困難である者

身体障害により意思疎通が著しく困難である者の成年後見制度の利用に関して、規律を設けることとするか否かについては、引き続き、検討するものとする。

【意見の趣旨】

引き続き検討することに賛成する。

3 その他

(注) 成年後見制度の見直しに伴い、成年後見登記の制度について、所要の整備を行うものとする

【意見の趣旨】

成年後見登記制度について所要の整備を行うことについて賛成し、かつ、下記の通り提案をする。

【提案】

1 登記事項の公示の在り方について

現行は、保佐人等の代理権に変更がある場合、保佐人欄に審判日が追記され、追加される代理権のみの目録や取り消される代理権のみの目録が既存の代理権目録の次頁に新たに

合綴され、各目録の下段に登記変更日が記載されるが、この手法では、現在有効な代理権が一覧化されておらず、常に登記事項証明書のすべての目録の確認が必要となり、資格証明書としての明確性を欠くこと、取引時における代理権の見落とし等によるトラブル防止など取引の安全性や利便性を確保する必要があることから、本人・取引の相手方共にわかりやすい公示制度が必要となるため、次のとおり提案を行う。

(1) 代理権の表示について

現行の「〇〇開始の裁判」「〇〇人(保護者)」「被〇〇人(本人)」に加え、登記事項が増加すると予想される代理権についてはこれを独立の項目とし、代理権に関する審判の記録は「代理権」欄に集約させる。

代理権目録については、現在の公示の仕組みは残しつつ、新たに、「現在有効な代理権目録」制度と「現在事項証明書」発行制度を整え、商業登記における会社の目的変更の登記事項のように、追加後の代理権を含み、取り消される代理権を除去した“現在有効なすべての代理権”が一覧化された現在有効な代理権目録も同時に公示する方式とし、現在事項証明書として現在の代理権目録のみの証明書を取得することができるようにするとともに、代理権のこれまでの履歴を取得したい場合には各審判の対象となった代理権ごとの目録を含む履歴事項全部証明書を取得することを可能とする。

(2) 期間の定めに関する事項について

①第2の2において乙1案を取る場合には、家庭裁判所は、次の審判をする場合には次の期間を定めなければならないものとする。ことから、「a 保護者に代理権を付与する旨の審判」については、新たに設ける「代理権」の項目欄の裁判確定日欄の次に、保護者が代理権を有する期間として登記するものとする。他の審判は、審判ごとに、「〇〇人(保護者)」の項目欄の、裁判確定日欄の次に、以下のとおりそれぞれ登記するものとする。

b 保護者の同意を要する旨の審判 保護者の同意を要する期間

c 本人のする法律行為を取り消すことができる旨の審判 取消することができる法律行為の期間

d 保護者を選任する審判 その任期

②仮に、第2の2において乙2案を取る場合には、法定後見の期間の定めに関する「期間」というのは、審判の効力の期間という意味ではなく、制度利用の見直しの時期の目安という意味となることから、権限付与の審判とは一応切り離して、人単位で定めることも(理論上では)可能になる。よって、開始の審判がなされるところの場合は、「〇〇開始の裁判」欄の確定日欄の下部に、そうでない場合は、「〇〇人(保護者)」欄に、例えば「民法〇〇条の定める期間」等として登記する方法が考えられる。

2 登記事項証明書の発行・交付の在り方(迅速な登記手続・証明書交付手続のための工夫等)

日常的な取引において、権限の証明(登記事項証明書の提出)が頻繁に求められるようになるのであれば、権限の証明の方法も簡易な方法が必要となり、登記事項証明書の交付を受ける手続をもっと簡単にする必要があること、登記事項証明書に代わるデジタルデー

タを活用した証明制度が求められること、制度の再利用、任意後見契約との併用、任意後見契約の複数契約の存在など、本人が利用する成年後見制度の選択肢が広がることが想定されることから、次の提案を行う。

(1) オンライン申請の利用促進

- ①事務所所在地を登記している専門職はオンライン申請を活用できないため、専門職団体の電子証明書によるオンライン申請を可能とするようなシステムの改善を求める。
- ②不動産登記における登記識別情報・未失効照会手続きのような代理権目録変更に関する照会制度の導入。

例えば、登記番号で検索を行えば、成年後見制度の利用が終わっていないこと、保護者の地位が失われていないこと、○年○月○日以降代理権に変更がない事、というような照会システムであれば、少なくとも代理権に変更があったかなかったかの確認ができる。その場合、本人等や保護者からの申請のみならず、公的機関や事前登録した金融機関からの照会を行うことも可能とする。金融機関については、保護者就任の届け出時に予め照会に関する同意を取得しておくなどの運用が考えられる。

(2) 証明書の交付場所

各県複数個所で交付が受けられるよう、各法務局本庁及び支局レベルでの後見登記事項証明書の交付が求められる。

(3) マイナンバーカードとの連携

本人のマイナンバーカードによって市役所等の公共の場所やコンビニエンスストアにおいて後見登記事項証明書が取得できるような検討が必要である。

(4) デジタル資格者証等のシステムを活用したデータ証明情報の普及等

現在、国家資格等に係る各種申請手続のオンライン化や、資格情報の連携等のデジタル化が推進されているが、それらのシステムと連携することで、銀行の窓口で保護者が2次元コードを提示し、銀行において検証を行うなど、即時の権限の確認が可能となるような検討が求められる。

(5) 名寄せ検索制度の導入

制度の見直しにより、本人に制度利用の必要性がなくなりいったん利用が終了した後に、再度制度を利用するといった活用のされ方も想定されることから、その場合に再度の制度利用を容易にするため、本人の情報（氏名、フリガナ、生年月日、住所、本籍地、マイナンバー等）を提供することで、現在及び過去の成年後見制度の利用について検索を行い、該当がある場合には、該当する登記番号等を開示される制度が必要である。

3 迅速な公示の必要性

迅速に正確な情報が登記に反映されるよう、嘱託登記のオンライン化や24時間以内の処理の実現などが必要となる。

【意見の理由】

成年後見制度が大きく見直され、成年後見人等の交代が容易となり、制度が終われる仕組みになり、権限の範囲の変更が増加するとすれば、常に資格・地位・権限の範囲が変動する可能性があるため、迅速な証明書（情報）の取得・提示が求められるほか、（正確な）資格・地位・権限の範囲の公示が一層重要となるため、以上の提案を行うものである。